無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年九月二十四日

一、墳墓等所在地　福井県越前市武生柳町四の三三番地　養徳寺境内内

一、墳墓等の名称　養徳寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　室田善吉、笠嶋、畑正志、上島敏孝、千秋つゆ子、岸本惣平、田倉屋、宮崎、岡野、山岸、三田村弥右ヱ門、三田村弥五ヱ門、多田、中村

一、改葬を行おうとする者　福井県越前市武生柳町四の三三番地　宗教法人養徳寺　住職　出雲裕樹

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第百三条第一項の規定による益田市中吉田平田土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を左記二のとおり公告します。

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

寺井文三郎、平川　元治

（未保存のため住所不明）

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により益田市中吉田平田土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に島根県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十五条に規定されています。）なお、六十日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。

二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に益田市中吉田平田土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に益田市中吉田平田土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお六か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを益田市中吉田平田土地区画整理組合事務所の掲示所において掲示します。

平成二十四年九月二十四日

島根県益田市中吉田町六五九番地四

益田市中吉田平田土地区画整理組合

理事長　大場　仁夫

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年五月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務はマルハニチロ企業年金基金が承継しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号

株式会社マルハニチロホールディングス

確定給付企業年金清算人　御座　勉

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年五月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務はマルハニチロ企業年金基金が承継しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十四日

東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号

株式会社マルハニチロ水産

確定給付企業年金清算人　御座　勉

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成24年9月24日

東京都千代田区紀尾井町3番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平24不保648	有限会社函館地建	北海道知事渡島(3)969	北海道函館市田家町15―11	1000万円
平24不保649	有限会社住宅工房	埼玉県知事(2)19643	埼玉県川越市野田町2―16―41	〃
平24不保650	有限会社東日土地建物	千葉県知事(2)14462	千葉県松戸市六高台4―93―1	〃
平24不保651	株式会社クリーンライフ	神奈川県知事(1)27891	神奈川県川崎市多摩区中瀬古正己	〃
平24不保652	株式会社アーバンウイング	新潟県知事(2)4549	新潟県三条市大字三貫地新田481	〃
平24不保653	株式会社城蔵屋	岐阜県知事(1)4518	岐阜県瑞浪市陶町水上311―202	〃
平24不保654	静佑開発株式会社	静岡県知事(7)6248	静岡県静岡市葵区若松町33	〃
平24不保655	有限会社丸喜不動産	愛知県知事(6)14614	愛知県名古屋市西区又穂町1―6	〃
平24不保656	アオイ土地	大阪府知事(6)33170	大阪府門真市幸福町12―11	〃
平24不保657	ウィン	大阪府知事(4)44176	大阪府大阪市住吉区長居2―1―28	〃
平24不保658	有限会社ファーストグローー	大阪府知事(3)45525	大阪府大阪市淀川区西中島4―4―25	〃
平24不保659	株式会社大和住建	大阪府知事(3)45934	大阪府大阪市淀川区西中島6―6―5	〃
平24不保660	株式会社ミューハウス	大阪府知事(2)50803	大阪府大阪市福島区福島6―15―10	〃
平24不保661	うずしお開発有限会社	広島県知事(5)7439	広島県尾道市新高山2―2631―20	〃
平24不保662	有限会社メリーピー	福岡県知事(2)14625	福岡県福岡市中央区渡辺通1―1―1	〃
平24不保663	有限会社山田産業	長崎県知事(3)3102	長崎県東彼杵郡東彼杵町三根郷1623―1	〃
代表者の氏名		代表取締役 岡本齋		
		代表取締役 松井堅史		
		代表取締役 藤本高広		
		代表取締役 山田浩平		
		代表取締役 後藤光良		
		代表取締役 志田憲彦		
		代表取締役 古田耕作		
		代表取締役 清末啓		
		代表取締役 山元勝		
		代表取締役 中瀬古正己		
		代表取締役 野島一		
		代表取締役 松岡秀樹		
		代表取締役 羽賀田明		
		代表取締役 吉田秀雄		
		代表取締役 山下眞弓		
		代表取締役 橋本節生		